

令和5年 第1回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年1月31日(金) 15時53分 から 16時46分

2. 開催場所 東神楽町役場 3階 委員会室A

3. 出席委員 12名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第52条による賃借料情報の提供について

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 議案第2号 農業法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

第8 議案第5号 あっせん委員の指名について

第9 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長	少し時間よりも早いですが、全員お揃いですので只今から始めていきたいと思えます。ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年東神楽町農業委員会第1回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は1番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農業、農業者の代表として誇りと責任ある行動に努めます。ご着席ください。それでは、会長からご挨拶をいただきます。
------	---

あいさつ

会長	第1回通算729回総会に先立ちましてひと言ご挨拶申し上げます。農地法の改正によって農地バンクを使わなくてはならないということで、講習会の中でもありましたけれど、本州と北海道ではあまりにも内容、現況が違いますよと言った話して進んできたわけですが、一部目標地区の作成については仕事が無くなったんですけども、農地バンクを利用しながら賃金の継続とかも進めていかなければならないという形になります。この間の上川中央部の研修会でもありましたが、その都度、公社へ手数料を払うことになるというので、取らないことにはならないのかという話もしたんですけども、今のところそういう考えはないということで、手数料が余計にかかってしまうということで、農家の負担が増えていくと、段々変わっていくのかと思っています。皆さまの手元にタブレットが全員分やってきたんですけども、これは東神楽町が早めに申し込みをして全員分あたるようにと、国から与えられたものです。4月からこのタブレットを上手に活用できるよう、我々も勉強しながらやっていければと思っています。本日も案件は、そう多くはありませんけれども慎重審議のほうよろしく願いいたします。
----	---

会議録署名委員の指名について

会長	それでは日程第1会議録署名委員の指名について、本日は7番大柿委員、8番安藤委員。
----	--

【報告】 農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局より願います。
武田主事	はい。報告1号令和4年12月23日以降における農業委員会の概況について報告いたします。1月13日、令和4年度第2回中央部ブロック会会議に、小足会長、島田代理に出席いただきまして、今回は東神楽町が当番町として開催しました。また、本日1月31日、令和4年度市町村農業委員会活動強化研修に、大柿委員以外の委員の皆さまにご出席いただきました。以上です。

【報告】農地法第52条による賃借料情報の提供について

会長	日程第3報告第2号、農地法第52条による賃借料情報の提供について。事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは、賃借料情報の提供について報告します。当日、差し替えとなり大変申し訳なく思っております。毎年1月に年1回、全町一本型として田の賃借料情報を提供することとなっております。前年度の1月から12月迄の期間の農地利用集積計画の公告のあった賃貸借の筆数、件数、金額を出しています。筆数は、218筆。件数が61件。賃貸の反当価格、最高額が15,000円。最低額が6,000円。平均額12,400円となっております。ちなみに昨年度と比べますと、件数が15件減っておりまして、平均額については200円増額となっております。資料にも掲載してありますが、1筆ごとに10アールあたりの賃借料を求めていて、集計する際には15,000円を超えるものだったり、5,000円未満のものについては、データの信頼性を高めるため除外をしています。今回の賃借料情報については、町の広報誌及びぶ農協のウェブ掲載を予定しています。以上です。
会長	報告事項ですけれども何かご意見ご質問はありませんか。
各委員	(.....)
会長	無ければですね。広報誌等を通して公表していきたいと思えます。

【報告】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	日程第4議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。今回5件あがってきています。14番。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積5,597㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇。解約の成立日、1月6日。土地の引渡日、1月31日となっております。こちら合意解約となっております。解約の事由といたしましては、維持管理困難のため、解約したいということとなっております。当初契約期間、平成22年3月24日から平成25年3月31日までですが、法定更新により継続中の農地法第3条による契約の解約となっております。こちらは、昨年の農地パトロールでも行きました〇〇にあります〇〇横の農地になります。〇〇より維持管理困難であるため解約したいという申し入れがありまして地主と協議した結果、解約するものです。後で3条の案件として出てきますが、解約後は、〇〇さんの義理の〇〇さんである〇〇さんが耕作される予定となっております。続きまして、15番です。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積37,997㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約成立日については、1月6日。土地の引渡日が、1月31日となっております。こちら、合意解約となっております。解約の事由といたしましては、後継者に経営を移譲するため解約したいということとなっております。当初契約期間、令和2年12月1日から令和9年11月30日までの強化法の解約となっております。こちら3条の案件で出てきますが、〇〇の〇〇さんが経営移譲されるために、賃貸されている部分を一度解約するものとなっております。また、16、17、18も同一の内容になるのですが、その土地の詳細だけお伝えします。16番。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積14,348㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約成立日、1月6日。土地の引渡日、1月31日です。

	17番。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積43,837㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約成立日、1月6日。引渡日、1月31日。最後18番です。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積28,921㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約成立日、1月6日。引渡日、1月31日となっております。以上です。
会長	農地法18条第1項に係る許可を要しないものであることが確認できたため、適法な解約といたします。

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	続きます日程第5議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは説明いたします。今回、2件あがってきておりまして、まず5番目です。使用貸借権の設定となりまして、貸主が〇〇さん。借主が〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が11,231㎡。借主の経営状況につきましては674,112.07㎡を耕作しておりまして、労力総数が4名。対価は無償となっております。申請理由といたしましては返還を受けた農地と自留地を後継者に貸し付けたいということになっております。こちら先ほどの解約の案件でもあったとおり、〇〇に貸していた農地とその隣の〇〇さんご自身の牧草地となっていた自留地。そこも合わせて親子間の無償賃貸で貸し付けするものです。以上です。
会長	担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	ただいま事務局の丁寧な説明のとおりであります。地番でいうと、隣の〇〇-〇〇を元々、〇〇さんが管理されていたこともあり快く引き受けていただきました。〇〇さんにおかれましては、効率的に広大な面積を耕作されております。特段、問題ないかと思いますが慎重審議よろしく願います。
会長	ただいま担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
蒔田委員	10月のパトロールの際に、ハウスが建っているところも見たかと思うんですが…。どうなっているのでしょうか。
武田主事	〇〇さんにどうするか確認したのですが、借りているところは管理できないので返したいということだったのですが、ハウスのある土地については〇〇さんが所有しているところで、そこについては何とか頑張っていきたいと話がありまして、そうであれば分かりましたということで、今後注視していかなければならないかとは思いますが、今回は〇〇の横のみを手放すという話しになりました。
蒔田委員	分かりました。
会長	他にご意見、ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きます番号6番。
武田主事	番号6番です。使用貸借権の設定となりまして、貸主が〇〇さん。借主が〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか31筆。面積が177,122㎡。借主の経営状況については、後継者ですので0㎡、労力総数が3名となっております。対価は無償で、申請理由

	は後継者である息子に、全地貸し付けたいということになっております。こちら先ほど説明した通り、〇〇の〇〇さんが2月より経営移譲されるものです。以上です。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	はい。只今、事務局から説明のあったとおりであります。補足させていただきますと〇〇さんですが、〇〇歳であります。消防団にも入っていたりと、今後はまだ広げていきたいという話しも聞いております。特段、問題ないかと思えます。慎重審議よろしくお願ひします。
会長	ただいま、担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
伊藤委員	ちょっとよろしいですか。経営は、〇〇家の経営ですから〇〇君が全くしていないよといった書き方ではなくて、ゼロとしておくと、この人が全く初めて経営するといったイメージになるかと思うんですが。〇〇家の経営面積は書いておいて良いのではないですか。
武田主事	はい。分かりました。
会長	これ今まで気にならなかったんだけど、確かにゼロだと変な感じもするけど。
武田主事	今までも経営移譲の時はゼロとしていたもので。
伊藤委員	書いていた方がみやすいのかなと。
会長	ただ、借入の部分は総会後の話しになるから。載せられないかも。そこはあるかな。総会で決定してからの経営地だったり自作地になるのかと思うけど。
島田代理	それだったら備考の方で、備考欄があるんだからそっちで書いても良いんでない。備考欄で〇〇家の経営ということで載せたほうが。
武田主事	〇〇さんの時の経営地ということですね。何かしら考えます。
伊藤委員	ゼロなら情報としていらないんだから。
会長	他ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

【議案】 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	続きまして日程第6議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については、変更点のみ説明することになっておりますが、今回は〇〇さんが経営移譲のため、ほぼほぼ〇〇さんの案件が続くということで、地区的に報告まとめていただければと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、87番から90番までお願ひします。
武田主事	今回は利用権設定の設定のみで新規案件が9件、継続案件が10件となっております。それでは、まず87番から90番。一気に説明します。87番が利用権を設定するもの〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積が37,997㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期は、2月1日から令和9年11月30日までの5年間。賃貸料489,440円で、反当価格は14,000円となっております。88番。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が14,348㎡。貸借権の設定、賃貸借で利用権の設定が、2月1日から令和10年11月30日までの6年間。賃貸料は229,040円。反当価格は14,000円となっております。89番。利用権設定を受け

	<p>る者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が43,837㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定が、令和7年11月30日までの3年間となっております。賃貸料は555,000円で、反当価格は14,000円となっております。こちら前の案件と同様です。以上です。最後90番です。</p> <p>利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が28,921㎡。借権の設定で、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、2月1日から令和10年11月30日までの6年間。賃貸料は388,080円。反当価格は14,000円となっております。以上です。</p>
会長	担当、蒔田委員
蒔田委員	<p>はい。ただいま、事務局から説明のあったとおりでございます。〇〇さんにおかれましては、経営移譲をされるということで、先ほどの説明にもありましたが、水田で〇〇町ほど耕作されています。また、来年から新規で〇〇反増えるんですが、〇〇さんも今後〇〇町まで経営を広げたと聞いております。一生懸命、頑張ってもらえる方ですし特段問題のない案件ではありますが、慎重審議のほどお願いいたします。</p>
会長	ただいま担当委員の説明が終わりましたが何かご意見ご質問ございますか。
安藤委員	〇〇さんのところで、面積が14,348㎡となっていて、水張りが16,360㎡となっていて増えているのですがどういことでしょうか。
武田主事	よくある話なのですが、地積よりも耕地図の面積が大きいということはよくありまして、本来であれば〇〇さんの持っているこの2筆の土地の面積の水張りで計算をできれば良いのですが、昔からの慣例で耕地図の面積で賃貸をしているところがあり、どの土地にまたがっているのかというと、町有地や改良地敷地であったりとそこにまたがっていて、実際にこの〇〇さんが持っている地積の面積より、水張り面積が大きくなってしまいうケースが多く見られます。
伊藤委員	これすみません。売買のときは地積の面積でということですね？
武田主事	もしも売買となったときには、いつもやっているのですが、地積内の水張り面積で行っています。賃貸に関しても、地積内の水張り面積を1つ1つ拾いやるべきだとは思いますが。ただ、今でこそ他のところにどれだけかかっているか計算できますが、昔というかあまり機械のせいにしてもらうんですが、これまで耕地図の水張り面積でやっていたものを今後変えていくとなると、昔の賃貸料は何だったんだという話しがあがることも懸念されます。特段、本人から申し出のない限りは・・・。
伊藤委員	多く払っていることにはなるんだけど、まあ本人が納得しているのであればね・・・
武田主事	確かに売買同様にすべきだとは思いますが。
伊藤委員	これ契約期間はね。蒔田委員は知らないと思うんだけど、解約したときの年数の終期を合わせているんですよね。だからこれ5年、6年、3年・・・となっているけれども、今回は後継されるということもあるから、僕なら5年なら5年で合わせる思うんだけど、ただご本人が前の契約年数で合わせたいということでこうなっているとは思いますが。
蒔田委員	今回はこのような形になっているので、次回更新の際はお話したいと思えます。
武田主事	今回については、地主の方から短くしてもらいたいといった要望もありましたので、〇〇さんについては元の契約6年だったものを今回新規では3年間と短くしています。
伊藤委員	令和8年を見越しての考えもあるのかな。

会長	たぶん。皆さんそれぞれの考えがあるのだと思います。やはり契約なので、相手方に何年が言いと言われてしまえば、単純にこちらの意見で何年が良いのではないの？とはならないと思います。
会長	他にございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして、番号91～93番。
武田主事	91番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が9,326㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、2月1日から令和14年11月30日までの10年間。賃貸料は114,000円。反当価格は15,000円となっております。92番。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が11,367㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期が、2月1日から令和14年11月30日までの10年間。賃貸料は151,500円で、反当価格は15,000円です。次のページになります。最後93番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が12,560㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、2月1日から令和14年11月30日までの10年間。賃貸料は176,100円。反当価格は15,000円となっております。以上です。
会長	担当、島田代理。
島田代理	こちらの91から93までの案件ですけれども、まず〇〇さんにつきましては、前段の説明であったとおり経営移譲される案件です。91番の補足なんですが、この図面の中で〇〇-〇〇と〇〇で〇〇の方が黒く縁取りされていないのですが、塗りつぶし漏れということだけですかよね？
武田主事	はい。そうです。
島田代理	ですね。分かりました。
島田代理	それと、図面で見ても分かる通り、この3ヶ所につきましては〇〇に位置しております。町道に面しております3件とも土地としては繋がっております。以前から〇〇さんが作っていたところでありまして、経営的にも問題はございません。何ら問題ないかと思っておりますけれど、慎重審議お願いいたします。
会長	ただいま担当委員の説明が終わりましたが何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして、番号94番。
武田主事	94番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が29,600㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期につきましては、2月1日から令和7年11月30日までの3年間です。賃貸料は277,200円で、反当価格10,000円となっております。〇〇さんより水田を賃貸したい旨の話があったことによる賃貸となります。以上です。
会長	担当、大柿委員。

大柿委員	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。〇〇さんが終了の秋。片付け中に骨折。高齢ということもありまして、自分で耕作されていた部分も、本人自信を失くしてしまい賃貸したいといった案件になります。図面を見ていただきたいんですけど、〇〇さんの田んぼを挟むように〇〇さんが耕作しております、〇〇さんにお話ししましたところ是非借りたいということになりました。これで、〇〇さんが耕作する田んぼは無くなりました。あと、八千代川の反対にソバを作る畑がありますが、現状は売買の話は出ておりません。問題ないかと思っておりますがよろしくお願ひします。
会長	ただいま担当委員の説明が終わりましたが何かご意見ご質問ございますか。
武田主事	こちらですが、水田について転作農家さんが借りられるということで、大柿委員から当事者お二人に今回の水活のお話しをされております。それを理解した上での賃貸ということになります。以上です。
会長	ただいま説明が終わりましたが何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして、番号95番。
武田主事	はい。95番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字志比内。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が8,114㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期については、2月1日から令和7年11月30日までの3年間。賃貸料は77,700円、反当価格は10,000円となっております。こちらもともと〇〇さんと賃貸していた農地だったのですが、国営の設計の関係で武田さんがとることとなったために、賃貸期間満了を持って、新たに〇〇さんへと賃貸する案件となります。以上です。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	今回の内容につきましては、事務局の説明があったとおりであります。国営絡みということで、今回このような形となりました。問題ないとは思いますが、慎重審議のほうお願ひいたします。
会長	ただいま説明が終わりましたが何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして継続案件ですね。
島田代理	はい。それでは会議規則15条の規定により〇〇の退席を求めます。
島田代理	それでは継続案件。2件良いでしょうか。96、97番お願ひします。
武田主事	ここからは、継続案件となりますので、変更点のみお伝えいたします。96番、賃貸期間3年から5年へ変更。97番、変更点なし。また、96、97については令和元年の国営工事箇所の継続案件となっております。以上です。
島田代理	皆さまの方から何かありますか。
島田代理	はい。無ければ決定いたします。
会長	それでは、98から104番まで。
武田主事	はい。98番、変更点ありません。99番、反当価格11,000円から10,500円に引き下げました。100番、101番、102番については変更点ありません。103番、賃貸期間10年から5年へ、反当価格も15,000円から14,000円へ減額となりました。104番、変更点ありません。

会長	会議規則15条の規定によりまして、伴野委員の退席を求めます。
会長	105番。
武田主事	105番、変更点ありません。以上です。
小足会長	継続案件ですけれども何かご意見ご質問ございますか。
伊藤委員	1点だけよろしいですか。100番の〇〇さんの件なんですけれども、長い間借りていらっしゃるんですけれども、代理人で〇〇さんとなっていて他7名なんですよね。前にも本人に相談されたんですけれども、相続人同士が今回は私にちょうだいとか、今回は私にといったような話しをしていたということなんです、それは契約の際に決まっているんだからそこに入れるべきだし、相続人がここに欲しいとかではなく2分の1なら2分の1だし、そういう話しをしてね。とは言っているんですが、これ口座番号決まっていますよね？
武田主事	利用集積計画では口座を指定という決まりはありません。ただ、基本的には持ち分割合によって金額を収めることにはなるかと思えます。〇〇さんの土地の名義なのですが、〇〇さんとあともう1人、〇〇さんご兄弟になっていて、どちらも亡くなってしまいました。2分の1ずつ持っている兄弟がどちらも亡くなったので、奥様とこども3名ずつの合計8名の相続人となっています。ただ、持ち分割合については2分の1ずつですので、本来であれば賃貸料半分ずつ払うというのが基本だと思います。
伊藤委員	お互いから連絡が来るようなんですよ。それは、毎年2分の1ずつにしたらと言うんですが、今年も入れてしまったと、〇〇君も言われた入れる。入れてない方から電話が掛かってくるを繰り返しているようなんです。毎年の話しなようなので、それはおかしいのでは？2分の1にして良いんでないとは言っているんですけど。
武田主事	ただ片方に入れたところで、あとは入れられた方でもう1方に入れるということで良いかと。
伊藤委員	そうですね。払う方の義務は果たしていますよね。現段階では、2分の1ずつが妥当なのかなと、奥さん同士が亡くなってしまったら、今度はお子さん達に行く訳ですからね。分かりました。
会長	他にございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

【議案】 農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

会長	続きまして、日程第7議案第4号農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について事務局より説明願います。
武田主事	はい。それではこちら農用地の公社買入協議について説明いたします。今月は1件となっております。番号2番。申出人〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか6筆。総面積が59,129㎡。こちらあっせんの申出年月日につきましては11月11日。こちら面積が広大であり、あっせんでの調整がうまくいかなかったため今回公社に買入協議の要請を行うものとなっております。以上です。
会長	担当、蒔田委員
蒔田委員	この土地につきましては、元々は〇〇さんが作られていたところでありまして、〇〇さんにも売買のお話をさせていただいたのですが、買えないということでありましたので、1度流れた話

	しではありましたが、今回公社を通し地域に繋げる案件であります。以上です。
会長	ただいま説明が終わりましたが何かご意見ご質問ございますか。
島田代理	ごめんね。結局、どこになるんだろう？
会長	〇〇さん。
蒔田委員	一応、2ヶ月前に〇〇さんにも話しをしたんですけども、今回は〇〇さんの5反の田んぼだけで終わらせて、その残りの部分を公社に繋げてといったことです。
会長	他に何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ申出者及び公社へ買入れ協議を行う旨の通知をされるよう要請いたします。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	続きまして、日程第8議案第5号あっせん委員の指名について事務局より説明願います。
事務局	はい。それではあっせん申し出のあった案件について、説明いたします。15番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか8筆。総面積47,215.55㎡。農振農用区域内。申出理由売買。田の水張り面積42,165㎡、畑214㎡となっております。16番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積79㎡。農振農用区域内。申出理由売買。田の水張り面積15㎡となっております。以上です。
会長	あっせん委員の指名は、会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	はい。
会長	それでは指名いたします。島田代理、伴野委員、大柿委員。番号15番ですね。番号16番、島田代理、伴野委員、大柿委員。

【その他】

会長	続きまして、日程第9その他について事務局より説明願います。
事務局	① 2月総会の日程について ② 農業委員の改選について ③ 3町交流会について